

令和 6 年第 3 回君津市議会定例会議案

令和 6 年 9 月 3 日

君 津 市

令和 6 年第 3 回君津市議会定例会付議議案目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 2 号	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 3 号	君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 4 号	君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 5 号	君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 6 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	1 9
議案第 7 号	大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事請負変更契約の締結について	2 1
議案第 8 号	市道路線の認定について	2 3
議案第 9 号	市道路線の認定について	2 5
議案第 1 0 号	市道路線の認定について	2 7
議案第 1 1 号	損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて	2 9
議案第 1 2 号	令和 6 年度君津市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 6 年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 6 年度君津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 5 年度君津市一般会計歳入歳出決算の認定について	3 5
認定第 2 号	令和 5 年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 7
認定第 3 号	令和 5 年度君津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 9
認定第 4 号	令和 5 年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4 1
認定第 5 号	令和 5 年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4 3

議 案 番 号	件 名	頁
報 告 第 1 号	令和5年度君津市一般会計継続費精算報告について	4 5
報 告 第 2 号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について	4 9
報 告 第 3 号	専決処分の報告について	5 1
報 告 第 4 号	専決処分の報告について	5 3

議案第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市俵田

氏 名 安 藤 吉 克（68 歳）

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 2 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により健康保険証が廃止されることから、規定の整理をするため、君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「申請し」を「申請の上」に、「社会保険各法に規定する被保険者証、組合員証等（次条第 2 号において「保険証」という。）とともに、」を「当該受給券を」に改める。

第 7 条中「次に掲げる場合には」を「社会保険各法の保険の種類又は住所、氏名その他の規則で定める助成資格者に係る事項に変更があったときは」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

議案第 3 号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、健康保険証が廃止されることから、規定の整理をするため、君津市国民健康保険条例（昭和 46 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険条例（昭和 4 6 年君津市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 号

君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準を改めるため、君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第2項」を「次条」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（君津市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）に関する基準」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「かかわらず、」の次に「君津市介護保険運営協議会が」を加え、「君津市介護保険運営協議会が認めた場合」を「認めたとき」に改め、「員数」の次に「に関する基準」を加え、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、君津市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めたときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数に関する基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和 47 年君津市条例第 6 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例

君津市中小企業資金融資及び利子補給に関する条例（昭和 47 年君津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 29 項」を「第 2 条第 31 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 18 年千葉縣市指令第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事請負変更契約の締結について

大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 49 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 君津市坂田 5 2 3 番地 |
| 3 | 工 事 期 限 | 令和 7 年 8 月 1 5 日 |
| 4 | 工 事 概 要 | (1) 管理普通教室棟
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(2) 特別教室棟
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(3) 増築棟 1
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(4) 増築棟 2
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(5) エレベーター・階段棟
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(6) 屋内運動場
電灯、コンセント、拡声、自動火災報知設備設置 他
(7) 屋外工事
受変電設備、構内配電線路、構内通信線路、自家発電設備、駐
車場照明設置及び配管配線 |
| 5 | 契 約 の 金 額 | 変更前 5 7 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |

(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

変更後 606,159,400円

(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

増 額 31,959,400円

(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方 君津市北子安一丁目10番33号

キミデン工業株式会社

代表取締役 内山 博

令和6年9月3日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 8 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
貞元、休場線	君津市貞元字休場 3 2 4 番 5 地先	君津市貞元字出羽 1 0 9 5 番地先	

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 9 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
宮下二丁目 1 7 号線	君津市宮下二丁目 2 2 番 3 4 地先	君津市宮下二丁目 2 2 番 4 1 地先	

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 10 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
宮下二丁目 18 号線	君津市宮下二丁目 22 番 46 地先	君津市宮下二丁目 22 番 23 地先	

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子



専 決 処 分 書

市道大中豊田線の道路陥没による車両落下事故のうち車両損傷に関する損害賠償の額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和６年７月２５日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第７号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及び和解について

市道大中豊田線の道路陥没による車両落下事故のうち車両損傷に関する損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 事故の概要

令和 6 年 4 月 1 7 日、午前 1 1 時 3 0 分頃、市道大中豊田線、君津市川俣 2 7 9 番地先において、道路が陥没し、走行中のダンプトラックの左側後方部が陥没穴に落下したことにより、当該車両を損傷し、運転手が負傷したものの。

2 和解の相手方

千葉県富津市青木二丁目 8 番地 1 8

株式会社安建

代表取締役 安藤 雅也

3 和解の内容

- (1) 君津市は、本件事故のうち車両損傷に関する損害賠償金として、相手方に対し、
1 4, 0 2 2, 8 6 8 円を支払う。
- (2) 君津市と相手方は、本件事故のうち車両損傷に関しては、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

認定第 1 号

令和 5 年度君津市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度君津市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 2 号

令和 5 年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 3 号

令和 5 年度君津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度君津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 4 号

令和 5 年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 5 号

令和 5 年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

報告第 1 号

令和 5 年度君津市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、令和 5 年度君津市一般会計継続費の精算を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和5年度君津市一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事 業 名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債		そ の 他	一 般 財 源	国 県 支 出 金		地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	清和地区拠点施設整備事業	4	265,894,000	0	239,300,000	0	26,594,000	85,430,000	0	71,600,000	0	13,830,000	△ 180,464,000	0	△ 167,700,000	0	△ 12,764,000
			5	620,417,000	0	590,400,000	0	30,017,000	708,191,000	0	584,374,000	0	123,817,000	87,774,000	0	△ 6,026,000	0	93,800,000
			計	886,311,000	0	829,700,000	0	56,611,000	793,621,000	0	655,974,000	0	137,647,000	△ 92,690,000	0	△ 173,726,000	0	81,036,000
2 総務費	1 総務管理費	清和地区拠点施設整備事業（その2）	4	4,901,000	0	0	0	4,901,000	2,150,000	0	0	0	2,150,000	△ 2,751,000	0	0	0	△ 2,751,000
			5	95,067,000	0	39,100,000	0	55,967,000	96,850,000	0	38,626,000	0	58,224,000	1,783,000	0	△ 474,000	0	2,257,000
			計	99,968,000	0	39,100,000	0	60,868,000	99,000,000	0	38,626,000	0	60,374,000	△ 968,000	0	△ 474,000	0	△ 494,000
3 民生費	2 児童福祉費	幼児教育・保育施設整備事業 （仮称）貞元保育園整備事業	4	7,561,000	0	6,700,000	0	861,000	0	0	0	0	△ 7,561,000	0	△ 6,700,000	0	△ 861,000	
			5	1,262,713,000	0	1,136,100,000	0	126,613,000	1,150,569,400	4,000,000	1,088,700,000	0	57,869,400	△ 112,143,600	4,000,000	△ 47,400,000	0	△ 68,743,600
			計	1,270,274,000	0	1,142,800,000	0	127,474,000	1,150,569,400	4,000,000	1,088,700,000	0	57,869,400	△ 119,704,600	4,000,000	△ 54,100,000	0	△ 69,604,600

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて報告する。

健全化判断比率（第3条第1項）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.49)	— (17.49)	4.2 (25.0)	30.9 (350.0)

- 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合を示す。
- 括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

資金不足比率（第22条第1項）

（単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
君津市農業集落排水事業特別会計	—	20.0

「—」は、資金不足額がない場合を示す。

令和6年9月3日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が当事者である和解について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 6 年 4 月 17 日、午前 10 時 45 分頃、木更津市東中央三丁目 1 番 7 号、千葉地方法務局木更津支局の駐車場で発生した車両損傷事故。 職員が公用車から下車する際に、運転席のドアを隣に駐車中の相手方所有の普通自動車の右側部に接触させ、損害を与えたもの。
和解の相手方	千葉県木更津市木更津三丁目 13 番 10 号 有限会社水野風呂店 代表取締役 水野 康之
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、223,252 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和 6 年 7 月 29 日

令和 6 年 9 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が当事者である和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和6年6月12日、午前9時20分頃、君津市戸崎1991番地先で発生した物損事故。 職員が法定外道路の整備作業中に、重機のアーム部を同道路に隣接する相手方所有の物置に接触させ、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、33,000円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和6年8月15日

令和6年9月3日提出

君津市長 石井宏子